

戸建木造住宅 除却助成

耐震化を促進し、地震による住宅の倒壊等の被害を防止するため、昭和56年(1981年)5月以前に着工した耐震性のない戸建木造住宅の除却(解体・取り壊し)について、その費用の一部を補助します。

- 補助対象**
- 名古屋市内にある昭和56年5月以前に着工した**戸建木造住宅**で以下のいずれかの耐震診断等により倒壊の危険性があると判断されたもの
 - 名古屋市の無料耐震診断(判定値が1.0未満)
 - 旧基準木造住宅の除却における容易な耐震診断^{※1}
 - 在来構法または伝統構法によるもの(桝組壁工法などは対象外)
 - 過去に耐震改修工事助成・耐震シェルター等設置助成を受けていないもの
 - 「木密地区」^{※2}に敷地が含まれないもの

- 申請者**
- 対象住宅を所有する個人 ※所有者が法人の場合、申請いただけません

- 補助内容** 次のいずれかのうち一番低い金額
- 除却費用の**1/3**以内 ● **20万円**
 - 対象住宅の延べ面積×9,600円/㎡×1/3以内

※1 詳細はp3「旧基準木造住宅の除却における容易な耐震診断について」をご覧ください。

※2 詳細はp4「老朽木造住宅除却助成」をご覧ください。

※補助金の申請をし、交付決定がされる前に除却工事の契約・着手を行った場合は、補助金を受け取ることができません。

※予算に限りがあるため、詳しくは耐震化支援課までお問い合わせください。

| お問い合わせ先・申請先 |

名古屋市住宅都市局 耐震化支援課

TEL | **052-972-2921** mail | a2921@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

FAX | 052-972-4179

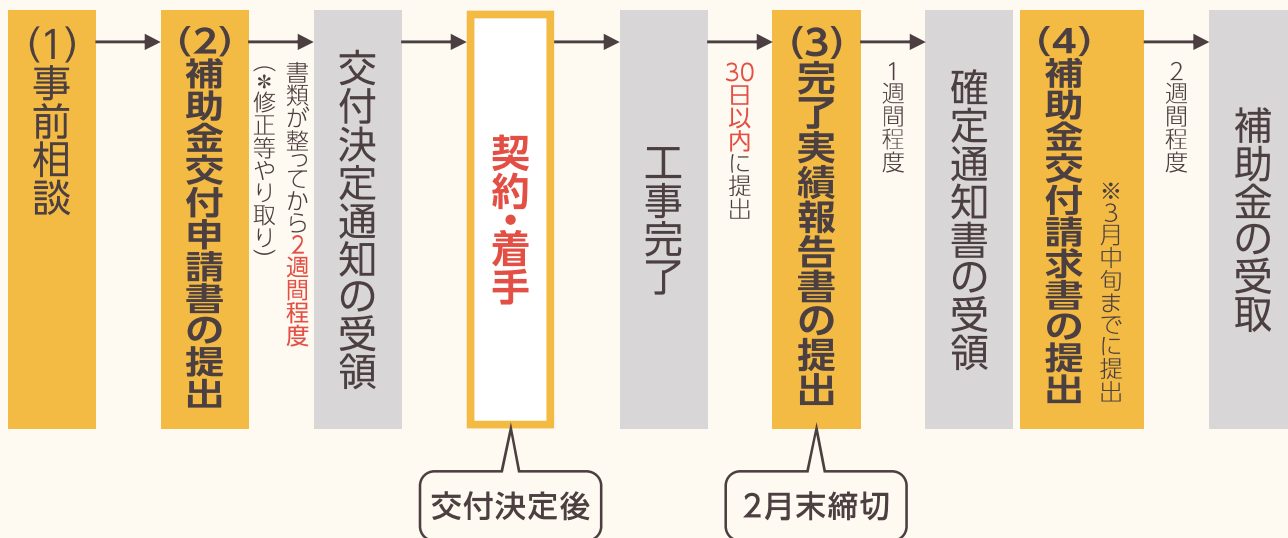
〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1 (市役所西庁舎3F)



名古屋市 戸建木造 除却 検索

◎申請様式は、ダウンロードできます

補助金交付の流れ・必要な手続き



除却工事前前の手続き (持参するもの)

(1) 事前相談

必要添付書類等に不明な点がある場合、事前相談をおすすめします。

課税明細書の写しや耐震診断結果報告書または調査票、現況写真などの関係書類を持って、窓口にお越しください。

申請に必要な様式について

* 消せるボールペンや修正液は使用できません。

入手方法は、受付窓口での配布のほか、市ウェブサイトからもダウンロードできます。記入例などもご覧いただけます。

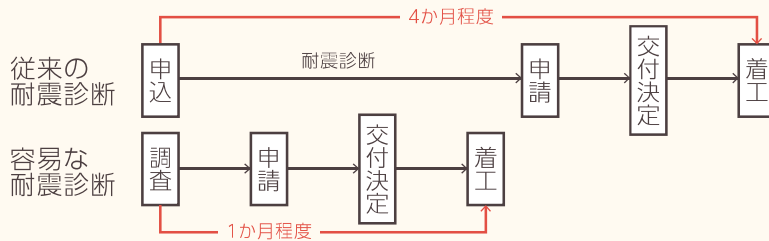


(2) 交付申請に必要な書類

- ① 補助金交付申請書 (様式第1号)
- ② 固定資産税・都市計画税の課税明細書の写し または 名寄帳 (除却する家屋が記載されているもの)
- ③ 固定資産税・都市計画税の納税証明書等 (2年分)
- ④ 無料耐震診断結果報告書の写し または 旧基準木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票
- ⑤ 除却工事場所の案内図
- ⑥ 除却工事費の見積書の写し
- ⑦ 除却する住宅の現況写真 (右頁「写真撮影の注意点」を参照)
- ⑧ その他市長が必要と認める書類 (他に必要な場合)

旧基準木造住宅の除却における容易な耐震診断について

昭和56年5月以前に着工した木造住宅は耐震性が不足しているものが大半で、専門家による診断を実施しなくても倒壊の危険性があると判断できる場合もあります。除却工事においては詳細な耐震性能の把握までは必要ないため、所有者等の簡易な調査により耐震性を確認するものです。



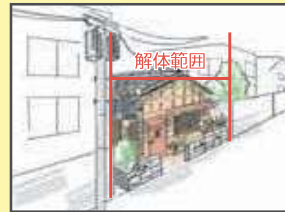
※倒壊の危険性があると判断される状態の例
(基礎のひび割れ)

写真撮影の注意点

1. 除却する住宅のほか、両隣の家屋など除却後も残るものも含めて、周辺が確認できるように撮影してください。(工事完了後に撮影する写真が同じ場所のものだと判断できる程度)
2. 申請時は工事を実施する範囲を記入してください。
3. 完了時は申請時と同様の周辺状況が確認できるように撮影してください。

注：状況確認が困難な場合、再度撮影が必要となることがあります

申請時



完了時



除却工事中の注意点

交付申請時と工事内容や金額などが変更になる場合、変更手続きが必要になります。手続きに時間を要する場合がありますので、早めにご相談ください。

除却工事後の手続き (持参するもの)

(3) 完了実績報告に必要な書類

- 1 完了実績報告書 (様式第6号)
- 2 領収書または請求書の写し
*完了報告書の際には、請求書の写しでも可。ただし、補助金交付請求時には領収書の写しが必要です。
- 3 撤去後の全体がわかる写真
(上記「写真撮影の注意点」を参照)

(4) 補助金交付請求までに必要な書類

- *完了実績報告時にお預かりすることが可能です。
- 4 補助金交付請求書 (様式第8号)
- 5 口座番号が確認できるもの
*申請者名義の口座・通帳等のコピー等
- 2 領収書の写し (未提出の場合)

住宅の除却に関する他の支援制度について

老朽木造住宅除却助成

下記の「主な木造住宅密集地域11地区」(他の部分では「木密地区」と記載)に敷地が含まれる昭和56年5月以前に着工した木造住宅の除却助成については**条件、補助額などが異なります**。

制度や対象地区の詳細は市街地整備課(052-972-2752)にお問い合わせください。

名古屋市 木密地域 除却 検索

◎HPもご覧ください

※1 主な木造住宅密集地域 11地区

【大杉・杉村、米野、中村、日比津、御劔、大喜、下之一色、戸田、桜・笠寺・本星崎、呼続、鳥羽見・廿軒家】

区名	町名	区分	区名	町名	区分
北区	生駒町、大蔵町、大杉町、神明町、長田町、中杉町、東大杉町、東大曾根町、東長田町、東水切町、水切町	全域	瑞穂区	太田町、亀城町、雁道町、春鼓町、大喜新町、大喜町、竹田町、直来町、船原町、平郷町、宝田町、豆田町、御劔町	全域
	大曾根一丁目、紅雲町、志賀本通、城東町、杉栄町	一部		上坂町、田光町、豊岡通、堀田通、瑞穂町	一部
中村区	大秋町、上米野町、郷前町、大正町、中島町、則武本通、日比津町、深川町、松原町	全域	中川区	戸田一丁目、戸田二丁目、戸田三丁目、戸田四丁目	全域
	黄金通、寿町、権現通、下米野町、太閤通、大門町、高道町、鳥居通、長戸井町、賑町、羽衣町、日吉町、本陣通、道下町、森田町、若宮町	一部	南区	供米田三丁目、下之一色町	一部
昭和区	滝子通	全域	守山区	西桜町、西田町、星園町、本星崎町、呼続二丁目、呼続三丁目、呼続五丁目、呼続元町	全域
				笠寺町、粕島町、菊住一丁目、桜本町、寺部通、戸部町、鳥山町、白雲町、星崎町、本地通、前浜通、松池町、松城町、呼続四丁目	一部
				市場、長栄、鳥羽見一丁目、鳥羽見三丁目、廿軒家、町北、町南、守山一丁目	全域
				鳥羽見二丁目	一部

老朽危険空家等除却費補助金

倒壊のおそれがあるなど、著しい保安上の危険がある空家の除却助成は、職員が現地に出向いて空家の状態を確認した上で、助成対象の可否を判断します。

条件や補助額、対象となる空家の詳細は、スポーツ市民局地域振興課(052-972-3126)にお問い合わせください。

名古屋市 危険空家 除却 検索

◎HPもご覧ください



代理受領制度 詳しくは耐震化支援課までお問い合わせください。

**【フラット35】
地域連携型**

【フラット35】の融資を受けて建て替えをされる方は、優遇措置があります。詳しくは住宅金融支援機構(0120-0860-35)にお問い合わせください。